TO

上球磨3ケ町村民生委員・児童委員合同研修会開催 ~災害に備える活動について~

22 回目となる多良木町、湯前町、水上村の民生委員・ 児童委員協議会(民児協)合同研修会が多良木町多目 的研修センターで開催され、本町からは27名の民生 委員・児童委員、主任児童委員が参加しました。

新型コロナウイルス感染症予防対策に十分配慮し開 催された研修会では、熊本県民生委員・児童委員協議 会 季平 聖也会長(あさぎり町民生委員・児童委員 協議会会長)を講師に迎え、「災害について」をテー マに講演をしていただきました。

講演では、「災害に備える民生委員・児童委員活動 に関する指針」を基に災害に対しての活動について説 明がありました。被災して明らかになった課題や災害 対策基本法が改正され、民生委員活動に防災・減災に 関して大きな期待が寄せられている中で、平常時の取 り組みの重要性や、自分自身と家族の安全確保が最優 先されること、発災後は、支援を必要とする人(災害 時要援護者) に必要な支援が届くようにつなぐ活動が 期待されていることなどの説明がありました。

参加した民生委 員からは「地域の 実情は知っている が、災害時は自分 も被災するかもし れないので、日頃 の関係づくりの大



切さを学んだ」な どの感想が聞かれ ました。

また、最後に今 後の取り組みの参 考に「災害に備え る民生委員・児童



委員活動 10 か条」について説明をしていただきました。

『災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条』

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 無理のない活動を心がける 第2条
- 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、 協働して取り組む
- 第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上 にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を 決めておく
- 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように 配慮する
- 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による 委員支援を重視する

令和4年度たらぎ社協福祉まつり中止のお知らせ

社会福祉協議会では9月の敬老月間に「たらぎ 社協福祉まつり」を開催し、多くの皆さまにご来 場いただいておりますが、令和4年度は新型コロ ナウイルス感染症の拡大を防止するため中止とさ せていただきます。開催を楽しみにされていた皆 さまには誠に申し訳ありませんが、ご理解のほど お願いいたします。

親と子の集い中止のお知らせ

ひとり親家庭を対象に、親子のふれあいと夏休 みの思い出づくりとともに各家庭の交流を深めて もらおうと8月下旬に開催しています。今年度は、 バス移動などで密閉された区間などの回避ができ ないことから、新型コロナウイルス感染症予防策 を徹底することが難しいため中止とさせていただ きます。



井 キク子(故 雅 黒 10 区 澄(故

内 西 坂 村 孝 子(故 久6区 多7区の1 故 コフィ 力

にとご寄附をいただきました。 福を心からお祈り申し上げます。 皆さまの温かい善意に感謝申 上げますとともに、 方々から社会福祉の 敬称略: 受付順 故人のご

